

いく歩デイサービス宮田町
指定通所介護（指定介護予防通所介護）
運営規程

(事業目的)

第1条 株式会社ランカルが設置するいく歩デイサービス宮田町（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護（指定介護予防通所介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔介護予防通所介護〕従業者」という。）が要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することが目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることを予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるもとする。
5. 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないこととする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いく歩デイサービス宮田町
- (2) 所在地 大阪府高槻市宮田町二丁目 14-15

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従事者

生活相談員 2名 (常勤1名、非常勤1名) (うち常勤1名管理者と非常勤1名介護職と兼務)

介護職員 8名 (常勤1名、非常勤7名) (うち非常勤1名生活相談員と兼務)

看護職員 5名 (非常勤5名) (うち5名機能訓練指導員と兼務)

機能訓練指導員 5名 (非常勤5名) (うち5名看護職員と兼務)

通所介護従事者は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用の申し込みに係る調整・他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため訓練指導、助言を行う。 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
 - 1単位目 午前9時～午後12時15分
 - 2単位目 午後1時15分～午後4時30分までとする。

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日42名とする。

1単位目21名、2単位目21名

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容)

第8条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) アクティビティ（介護予防）など

（通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等）

第9条 通所介護（介護予防通所介護）を提供する際に、利用者的心身の状況、要望及びその置かれている状況並びに家族等介護の状況を把握し、個別的に通所介護計画（介護予防通所介護計画）を作成するもとする。また、全ての居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画（介護予防通所介護計画）を作成するものとする。

2. 通所介護計画（介護予防通所介護計画）の作成、変更の際には、利用者又は家族に対して、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3. 利用者に対して、通所介護計画（介護予防通所介護計画）に基づいて各サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（利用料）

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2. 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理重量サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満・・・600 円
 - (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上・・・800 円
4. 飲み物の提供（コーヒー、ジュース類等）実費を徴収する。
5. おむつ代については、実費を徴収する。
6. その他、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
7. 前 6 項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）記載した領収書を交付する。
8. 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
9. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書に署名（記名押印）を受けることとする。
10. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、高槻市の一一部の区域、茨木市の一一部の区域（別途参照）とする。

（損害賠償）

第 12 条 利用者に対する通所介護（介護予防通所介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、下記の事があれば責任を負いかねます。

2. 契約者（その家族、身元引受人等を含む）が契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスが原因としない事由にもっぱら起因した損害が発生した場合
4. 契約者が、事業所もしくはサービスを提供する従業者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因した損害が発生した場合

(衛生管理等)

第 13 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者は指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

2. 利用時間内早退は、利用者並びに、ご家族の責任において行う。
3. 通所介護（介護予防通所介護）における止む得ない事故については、事業所、ご利用者、ご家族と話し合い責任の所在を明確にする。
4. 利用時間内の外出は禁止となっておりますが、止む得ない事情で外出された場合の事故については、責任を負わない。
5. 通所介護（介護予防通所介護）を休み場合の連絡は、前日または当日の午前 8 時から午前 9 時までとする。
6. 利用者の身元引き受けは、保証人とする。
7. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他の必要な記録、帳簿を整理する。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出そ

の他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 17 条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に関し、法第 23 条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ランカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

平成24年4月1日から施行する。

平成25年2月1日から施行する。

平成25年8月1日から施行する。

平成27年8月1日から施行する。

平成31年4月1日から施工する。

令和2年1月1日から施行する。

令和5年1月1日から施行する。

